

事務連絡
平成31年4月17日(水)

青森交通圏準特定地域協議会構成員 各位
弘前交通圏準特定地域協議会構成員 各位
八戸交通圏準特定地域協議会構成員 各位

青森・弘前・八戸交通圏準特定地域協議会
会長 柏谷 至

青森・弘前・八戸交通圏準特定地域協議会の意見書提出について（報告）

標記について、東北運輸局長より平成31年3月22日付け東自旅二第1894号「運賃の範囲の変更に関する通知について」があり、青森・弘前・八戸交通圏準特定地域協議会を书面協議により開催いたしました。

構成員の方々から意見を頂戴し、集約した結果を4月15日付け別紙のとおり青森運輸支局を經由し東北運輸局へ提出しましたことをご報告いたします。

また、協議の概要などは以下のとおりとなっております。

1. 開催日時・場所 平成31年4月5日(金) 書面協議

2. 議 題 議案第1号 公定幅運賃の範囲の変更について

3. 協議の概要

構成員区分	距離制運賃の初乗 距離短縮について	時間制運賃の加算 時間短縮について
① 会長	要望しません	要望します
② タクシー事業者	要望します	要望します
③ ①及び②以外の構成員	要望しません	要望します
結 果	要望しません	要望します

4. 議 決 事 項 別紙のとおり



平成 31 年 4 月 15 日

東北運輸局長 殿

青森交通圏準特定地域協議会
会長 柏谷



運賃の範囲の変更に関する通知について（回答）

平成 31 年 3 月 22 日付け東自旅二第 1894 号をもって通知があった運賃の範囲の変更については、協議会設置要綱第 5 条第 16 項の規定により書面による協議会を平成 31 年 4 月 5 日付けで開催し、協議した結果、公定幅運賃の範囲の変更に関する協議会としての意見は次のとおりです。

【意見】

初乗距離を短縮する距離制運賃については要望いたしません。又、加算時間を短縮する時間制運賃については 10 分単位としたいので、要望いたします。





平成 31 年 4 月 15 日

東北運輸局長 殿

弘前交通圏準特定地域協議会
会長 柏谷



運賃の範囲の変更に関する通知について（回答）

平成 31 年 3 月 22 日付け東自旅二第 1894 号をもって通知があった運賃の範囲の変更については、協議会設置要綱第 5 条第 16 項の規定により書面による協議会を平成 31 年 4 月 5 日付けで開催し、協議した結果、公定幅運賃の範囲の変更に関する協議会としての意見は次のとおりです。

【意見】

初乗距離を短縮する距離制運賃については要望いたしません。又、加算時間を短縮する時間制運賃については 10 分単位としたいので、要望いたします。





平成 31 年 4 月 15 日

東北運輸局長 殿

八戸交通圏準特定地域協議会
会長 柏谷



運賃の範囲の変更に関する通知について（回答）

平成 31 年 3 月 22 日付け東自旅二第 1894 号をもって通知があった運賃の範囲の変更については、協議会設置要綱第 5 条第 16 項の規定により書面による協議会を平成 31 年 4 月 5 日付けで開催し、協議した結果、公定幅運賃の範囲の変更に関する協議会としての意見は次のとおりです。

【意見】

初乗距離を短縮する距離制運賃については要望いたしません。又、加算時間を短縮する時間制運賃については 10 分単位としたいので、要望いたします。

